

仕様書

第1章 一般事項

1 目的

本仕様書は、佐賀県環境センター（以下「甲」という。）が令和8年度に整備する微小粒子状物質（PM_{2.5}）フィルター秤量用恒温恒湿チャンバーについて、基本仕様を定めるものである。

2 物品名及び数量

微小粒子状物質（PM_{2.5}）フィルター秤量用恒温恒湿チャンバー 一式

3 納入期限

令和9年（2027年）3月19日（金）

ただし、天災等受注者の責に帰さない理由により、納期までの納入が著しく困難な場合には、甲及び受注者が別途協議するものとする。

4 納入場所

佐賀県環境センター2階大気試験室（佐賀市鍋島町八戸溝119-1）

5 適用法令等

本物品の設計、作成及び設置に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令に定める要件を遵守することとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）測定方法暫定マニュアル（改定版）
第4章フィルタによる微小粒子状物質（PM_{2.5}）質量濃度測定方法
暫定マニュアル（改定版）解説（環境省）
- (3) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析ガイドライン（環境省）
- (4) 大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分測定マニュアル
1 成分測定用微小粒子状物質捕集方法第2版（環境省）
- (5) その他関係法令

6 適用範囲

この仕様書に基づく契約の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物品の調達
- (2) 機器の運搬、据付及び配線
- (3) 既設機器の撤去及び運搬
- (4) 試験及び調整

- (5) 機器の操作及び運用に関する技術提供
- (6) その他、機器の運用等に必要と考えられる事項

7 提出書類

受注者は以下に示す書類を機器納入後に提出すること。

なお、本項に定める提出書類の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。また、提出書類は全て日本語表記とする。

- (1) 取扱説明書 2部
(職員による日常メンテナンス及び保守点検方法の記載を含む)
- (2) 装置納入完了報告書 1部
(当該機器の検査成績書、試験運転結果書及び納入前後の確認写真を含む)
- (3) 保証書 1部
- (4) 消耗品一覧表 1部
(名称・交換必要数・推奨交換頻度・価格等を記載したもの)
- (5) その他、県が必要と認める資料（必要の都度） 必要数

8 据付調整等

- (1) 納入に当たっては事前に県と協議し、据付調整の日程を提示すること。
- (2) 当該機器等は県が指定する場所へ搬入し、据付調整を行うこと。
- (3) 設置後、正常に作動することを確認すること。
- (4) 既存機器を撤去し、甲の指定する場所へ運搬すること。
- (5) 作業は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間とすること。
- (6) 人的損傷及び建物又は他の工作物への損傷を与えないように十分留意すること。なお、人的損傷及び物的損傷を与えた場合は、速やかに甲に連絡し、受注者の負担により保証及び原状回復を行うこと。

9 試験

- (1) 性能検査の実施及び報告（出荷時）

機器の出荷までに性能検査を行い、その結果を検査成績書として作成し提出すること。なお、検査は納品される固有製造番号の製品に対して実施し、検査成績書は単に各項目の合否の記載だけではなく、可能な限り試験結果の数値を併記すること。

(2) 試験運転の実施及び報告（据付時）

据付完了後、納入場所において設置日の夕方から次の日の朝まで昼夜運転による試験運転を行い、機器が正常に動作することを確認すること。また、その結果を試験運転結果書として作成し提出すること。

1 0 検収条件

甲による検査の合格をもって検収とする。

1 1 技術提供

当該機器の基本的操作、日常メンテナンス及び保守点検方法に必要な技術指導について当該装置を用いて行うこと。なお、これらは納入した機器の製造業者等に行わせることが好ましい。また、これらに要する費用は受注者の負担とし、実施日及び実施方法については、別途協議する。

1 2 保証期間

- (1) 機器本体（筐体を含む。）に係る保証期間は、検収後 1 年間とする。この期間内に正常な管理の下に発生した故障、破損、性能低下等については、受注者の責任において無償で速やかに修理、部品の交換等の必要な対策を講じるものとする。
- (2) 同一の原因によるトラブルが頻発する場合、受注者は、頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障については(1)の取決めにかかわらず無償で対応するものとする。

1 3 費用弁償等

次の事項に要する経費は受注者の負担とする。

- (1) 試験、検査及び技術提供に要する経費
- (2) 事業の施行に伴い、第三者に与えた損害の補償に要する経費
- (3) その他、本事業の施行に際して発生した受注者の責による建物又は器物に対する損害の修復に要する経費

1 4 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書に明示されていない場合において、機能、運用又は構造上当然必要と認められるもの並びに社会通念上必要とされる事項については具備することとする。
- (2) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、受注者はその都度甲と協議して決定することとし、受注者の一方的解釈によってはない。

- (3) 契約後、仕様の内容を変更する必要がある場合は、両者で協議して定めるものとする。

1 5 その他

- (1) 納入する機器は令和 8 年 4 月 1 日以降に製造したものかつ未使用品であること。
- (2) 補修部品の供給体制や、製造元以外では修理できない故障が発生した場合の技術者の速やかな派遣など、技術サービスの即応体制が整っていること。
- (3) 納入された機器の消耗品、交換部品等は、機器納入後 7 年間は入手可能な状況を維持し、修理対応を行うこと。

第 2 章 機器仕様

- 1 チャンバー外からグローブボックスにより測定操作が可能であること。
チャンバーは堅牢な造りであること。
- 2 温度範囲は $21.5^{\circ}\text{C} \pm 1.5^{\circ}\text{C}$ 以内、湿度範囲は $35\% \pm 5\%$ 以内となるよう自動制御にて加温、冷却、加湿、除湿が可能であること。
センサー精度は温度 $\pm 1^{\circ}\text{C}$ 以内、湿度 $\pm 3\%$ 以内であること。
- 3 幅 180cm×奥行 60cm（壁からの距離 55cm、床からの高さ 80cm）の作業台に設置可能であること。
装置高さは作業台から 100cm 程度までであること。
- 4 チャンバー内に既存のザルトリウス天秤 MSU6.6S-000-DF、YAC01MSU2720231 及びプリンター TDP20-OCE を設置し、チャンバー外のコンセントから電源確保が可能であること。
- 5 装置電源は AC100V 15A 以下で動作可能であること。
- 6 チャンバー内を照らす照明機能を有すること。

参考機種

柴田科学株式会社製 温湿度制御チャンバーTHC

担当：佐賀県環境センター 大気・水質課
電話 0952-30-1616